

## 9. 社会保障分野

<p>社会保障(1)</p>	<p>健康保険被保険者証の券面表示の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>健康保険組合は、記号、名称、所在地等を記載した被保険者証を被保険者に交付しなければならないが、それらに変更があった場合、被保険者から被保険者証の提出を受けて、訂正の後、被保険者に返付しなければならない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>健康保険法施行規則第47条、第48条</p>
<p>要望内容</p>	<p>被保険者証の券面表示については、事業所名称、事業所所在地の記載を省略できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事業再編などによる事業所名称等の変更が多発しており、健康保険組合ではその都度、被保険者・被扶養者全員分の被保険者証の更新を行わなければならないが、回収・返付作業による事務負担が大きい。券面に記載する内容を最小限にとどめることで、事務軽減にもつながる。 また、事業所所在地等を券面に記載しなくても、保険給付等の手続き上、特段の支障が生じるとは考えにくい。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省保険局保険課</p>

<p>社会保障(2)</p>	<p>任意継続被保険者制度の任意選択制への移行</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①継続して被保険者期間が2ヶ月以上の者が被保険者資格を喪失した後、保険者に申し出ることによって、最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。  ②任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができ、その場合の保険料額については、当該期間の各月の保険料の額から、政令で定める額を控除する(割り引く)こととされている(割引率4%)。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>健康保険法第3条4項、第37条、第38条、第47条、第165条  健康保険法施行令第48条、第49条  健康保険法施行規則第49条</p>
<p>要望内容</p>	<p>任意継続被保険者制度は、健康保険組合の任意選択制とし、継続期間、被保険者期間、前納する保険料額控除および割引率についても、自由に設定できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>景気低迷、少子高齢化等の影響により、健康保険組合の財政が厳しくなる中、本制度を強制されるだけの余裕がなくなっている。財政面はもとより、退職者の居住地域の把握などの事務面での負担も大きく、かかるコストを他の被保険者で結果的に賄うこととなって、本来果たすべき保険者機能を十分に果たせなくなる。  むしろ、任意選択制、前納制度の廃止などにより、自由化とすることで、保険者も経済・社会情勢や各々の財政状態等を見極めた対応が可能となり、被保険者の利益にもつながっていくと考えられる。  なお、わが国では、国民皆保険制度が成立しており、すでに給付率が統一されていることを踏まえれば、本制度を廃止したとしても、特段の問題が生じるとは考えにくい。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省保険局保険課</p>

<p>社会保障(3)</p>	<p>処方箋の電子化と制度運用の可能化 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>薬局で調剤を行うために患者等に交付する処方箋(院外処方箋)については、「民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(e-文書法)の適用対象外とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号)</p>
<p>要望内容</p>	<p>調剤を行うために患者等に交付される処方箋の電子化と制度運用を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>処方箋を電子化することによって、薬局での疑義照会や後発医薬品への変更、さらには処方箋情報の変更の医師による確認等が容易に行えるようになる。医療機関・薬局間の情報共有にとどまらず、医療情報分野全体の電子化を推し進める上での中核的な施策であるとも言える。</p> <p>またネットワーク化を併せて推進することで、他医療機関での投薬情報を容易に把握することができ、薬の飲み合わせ・投与量による事故や薬の不法取得の防止などにも寄与すると考えられ、処方箋の電子化を推進することによる国民的なメリットは大きい。</p> <p>なお、医療情報ネットワーク基盤検討会が2008年7月にまとめた「処方せんの電子化について」においても、「処方せん電子化の実施が今後とも困難であるとする結論にはならない」、「真に有益な処方せんの電子化の実現に向けて、より詳細な検討を行っていくことが必要」とされている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医政局、医薬食品局、保険局</p>

<p>社会保障(4)</p>	<p>特定健康保険組合の認可取消要件の明確化 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>厚生労働大臣は、特定健康保険組合が健康保険法施行規則第163条で定める要件に適合しなくなったと認める場合、または特定保険組合より、認可の取り消しを受けることについて、当該健康保険組合の組合会において議員定数の3分の2以上の多数により議決していることを証する書面を添付した申請があった場合、その認可を取り消すことができるとされているが、申請に基づく認可取消の判断要件は必ずしも明確ではない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>健康保険法施行規則第165条、第166条</p>
<p>要望内容</p>	<p>3分の2以上の多数により議決していることを証する書面を添付し、申請すれば、速やかに認可取消を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特定健康保険組合では急速な財政状況の悪化が懸念されており、認可取消要件が明確化されれば、各健康保険組合が、それぞれの財政状況や被保険者の構成などを踏まえて、その形態を柔軟に選択できるようになり、しいては保険者機能の発揮、安定的な運営にもつながることが期待できる。 認可取消要件や必要となる提出書類等を明確にすることで、手続きにおける行政の恣意性を排除でき、透明性と制度への信頼性が高まることとなる。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省保険局総務課</p>

<p>社会保障(5)</p>	<p>保育室設置に係る設備基準の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>児童福祉施設最低基準において、保育室を建物の4階以上に設置する場合、避難設備として屋外階段が設置されていることが求められる。また、認可外保育施設指導監督基準においても、同様の施設整備が求められる。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>児童福祉施設最低基準(厚生労働省令第63号) 認可外保育施設指導監督基準(平成14年12月25日雇児発第1225009号)</p>
<p>要望内容</p>	<p>保育室を4階以上に設置する場合の避難設備について、屋外階段を必置とするのではなく、仮に屋外階段がない場合であっても、建築基準法に定める特別避難階段が設置されている場合には、建物の主要構造物の構造状況(耐火構造であるか否か)、非常用エレベータ(建築基準法第34条)の設置状況、加圧防煙システムの存否等を総合的に勘案して認めるなど、基準を見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>避難弱者である幼児・児童の居場所という保育施設の性格上、保育施設が極力低層階での設置が望ましいことは理解できる。 しかしながら、都心部において事業所内保育施設を設置する場合など、低層階床を確保することが困難な場合も少なくない。また現実に高層ビル・中層ビルにおいて、屋外階段が設置されているビルは僅少であり、事実上、ビル内4階以上の保育施設設置が閉ざされている状況にある。 建築技術の向上等により、特別避難階段であれば十分な避難性能を備えており、加えて、例えば、加圧防煙システムを付属すればさらに安全性は増すと考えられる。単に屋内か屋外かということではなく、「要望内容」欄に記載の通り、種々の構造状況を勘案し、より現実的な基準を定めることが必要である。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課</p>

<p>社会保障(6)</p>	<p>国民年金第3号被保険者の各種変更届の届出ルート変更【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2002年4月より、国民年金第3号被保険者の各種変更届(紙帳票)の社会保険事務所への届出は、市区町村の国民年金課経由から配偶者の勤務先企業経由となった。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>国民年金法第12条</p>
<p>要望内容</p>	<p>国民年金第3号被保険者の各種変更届(特に住所変更)は、変更前の市区町村の国民年金課に加え、社会保険事務所でも受け付けるように変更すべきである。 さらに、ワンストップ行政を実現し住民基本台帳とリンクできれば、届出と紙帳票がなくなる。</p>
<p>要望理由</p>	<p>配偶者が勤務先で手続きをすることにより、第3号被保険者の年金加入への認識が薄れる。 国民年金第3号被保険者の各種変更は、本来、企業の業務ではない。企業経由にすることにより届出が遅れる可能性もある。 国民年金第3号被保険者が市区町村・社会保険事務所に赴き手続きを断られるケースが多くあるが、本来、国の業務であるので受け付けないこと自体が不自然である。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省年金局・社会保険庁</p>

<p>社会保障(7)</p>	<p>老齢厚生年金併給調整に伴う手続きの改善 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>60歳以降、老齢年金と雇用保険両方の給付を受けているとき、及び退職して雇用保険の失業給付と老齢年金を両方請求したとき、雇用保険が優先されるため、年金の給付が一部または全部停止となる。  その際、社会保険事務所に年金受給者が「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」を提出しなければならず、提出がない場合には年金給付が停止され、年金受給者には同届の提出勧奨が通知されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>厚生年金保険法附則11条の5、および6  6年改正法附則25条</p>
<p>要望内容</p>	<p>現実には社会保険庁とハローワークとの間で情報交換がなされていて、同届を提出しなくても年金給付は停止され、書類提出の勧奨の通知が送付されているにも関わらず、年金受給者からの書類提出を必須としている状況であるため、同届出書の届出廃止を要望する。</p>
<p>要望理由</p>	<p>年金受給者側にとっては、手続きが分かりにくいことによる手続き漏れや遅延の結果、年金の過支給や支給遅れが生じている。届出を無くすことが年金受給者へのサービス向上と正しい年金給付につながる。  社会保険庁にとってもすでにハローワークとの情報交換を行っているとのことであるため、新たに対応を行うことなく業務効率化が図れる。すなわち、ハローワークの情報に基づいて支給停止処理を行うことにより、年金過支給や支給遅れの調整を行う必要もなくなるうえ、支給停止事由該当届の受付、提出勧奨等の手続きを減らすことで効率を高めることが可能となる。</p>
<p>制度の所管官庁  及び担当課</p>	<p>厚生労働省年金局・社会保険庁</p>